

平塚市指定管理者選定等委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の評価に関すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (4) その他指定管理者制度に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定管理者制度に関する識見を有する者
- (2) 副市長
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定による委嘱又は任命は、審議する事案（以下「事案」という。）ごとに行うものとする。ただし、市長が複数の事案を一括して審議することが適当と認めるときは、この限りでない。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該事案の審議が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その事案について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等内の親族が代表者となっている団体又は直接の利害関係のある団体に関係する事案については、その審議に加わるできない。

(部会)

第8条 委員会は、部会を置く。

- 2 部会は、第2条第2号に掲げる事項について審議する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画政策部資産経営課で処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。